

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号 5 - 1

事業名	雄武町精神障害者家族会補助金	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(計画事業名)	精神障害者地域自立支援事業の一部	調査作成者職氏名	佐々木希美枝
(細事業名)			

事業の位置づけ		(総合計画以外の計画・指針等)
【第4期雄武町総合計画】	登録事業 非登録事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	保健・医療の充実	【根拠法令等】
主要施策の分類	精神保健・感染症対策の推進	【事務種類】 自治事務(その他・補助)

事業の説明等			
事業の対象	(Who)	精神障害者を持つ家族	受益者負担
事業の意図	(What)	会員相互の助け合い、支え合いにより悩みを解決しながら前向きに地域生活を送る事ができる	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業の手段	(How)	会の運営費助成・事務局としての会の運営補助、精神障害者の地域生活・療養に関する専門的な相談・助言	
事業の結果	(Outcome)	一人でも多くの精神障害者・家族がいきいきと自宅他住みなれた地域で生活する	

事業の執行状況		事業量の推移について記入				備考欄は直近年度の事業費実績値を記入		
【事業内容】		【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
家族会会員数	11名	12名	11名	8名	定期例会・西紋患者家族会交流会・学習会の出席	H10～H19	45千円	
例会開催数・出席者数	10回延べ46名	14回延べ66名	12回63名	12回60名				

【事業計画の達成状況】	<p>㊦ 事業計画を予定どおりに達成している</p> <p>b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである</p> <p>c 事業計画を達成できる見込みがない</p>	<p>(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等</p> <p>会員の減少・高齢化により、活動が停滞傾向であるが、例会等では家族会の必要性や運営方法等を確認のうえ、継続している。また、ボランティアの参加や他の障がい者団体との共同事業の実施など内容を工夫している。</p>
-------------	--	--

【本年度の事業実施スケジュール】	<p>【町民への周知方法】</p> <p>医療機関・福祉センター窓口への会の周知ちらしの設置</p> <p>【関係機関・関係部署との役割分担】</p> <p>紋別保健所・町社会福祉係との連携</p>
<p>例会の開催</p> <p>11月に開催予定の西紋地区交流会の準備</p> <p>知的障害児親の会との合同学習会開催(自立支援制度について)</p>	

【立案形成に至る背景・ニーズ】	町家族会は昭和50年代初めに発会し30年近く活動している。北海道立紋別病院精神科医師・紋別保健所の支援を受け、精神疾患・患者への偏見や福祉制度が不十分な条件の中、適切な医療を受け、在宅生活が可能となるよう、患者・家族が協力し、親睦を図り、悩みを共有し解決に向えるような場となっている。
【立案形成過程における検討課題】	<p>他自治体の類似事業 紋別市他西紋全市町村では同時期から各家族会への支援を継続している。但し、会員の減少により滝上町・西興部村家族会は休止している。</p> <p>代替案 ー</p> <p>スクラップ(廃止・縮小)事業 ー</p>
【事業化の過程における検討課題】	<p>町民等の意見聴取 精神障害者を持つ家族からの意見聴取が主となっている</p> <p>関係部署等との調整 ー</p> <p>国・道・関係団体等との調整 医療機関・保健所</p>
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	当町含め全体として家族会会員の高齢化・減少が顕著であるが、患者当事者が活発に活動するようになっており、家族会活動の必然性・重要性について再検討を要する。

事業の評価	家族会
【雄武町が実施することの妥当性】	
<p>民間との役割分担</p> <p>(1)行政としての役割</p> <p>ア 公共的な財・サービスの提供</p> <p>㊦ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供</p> <p>ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供</p> <p>エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供</p> <p>オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等</p> <p>カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等</p> <p>キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務</p>	<p>(行政と民間のいずれが行うべきか)</p> <p>a 行政が行うべきである</p> <p>㊦ 一部は民間が行うべきである</p> <p>c 民間が行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>会の必要性は認められるが、実際の事業状況等から運営経費の助成の必要性は認められないと判断し、事務局としての支援のみが妥当と考える。社会福祉協議会からの助成金は継続される見通しであり、回復者クラブとの共同事業により収入を得られるような活動にも取組めるよう活動している。</p>

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>④ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>① 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>会の存在が精神障害者の安定した生活支援を担う部分が大きいことから、民間・行政の共同での事業実施が必要と考える。</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>④ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>会費の他、会員自らが独自に活動費を確保して運営する方策を提示していく。</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>④ 該当・非該当</p>	<p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 精神障害者への福祉施策は遅れている現状から長期の支援継続を要する。</p>
<p>(事業の効果) (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>④ b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>継続的な会の運営により、会員の日常生活上の課題の解決や支え合いの関係が構築されている。</p>
<p>(事業の必要性) (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>④ b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>当事者活動が主流となっているが、障害者が地域で生活する上では、家族会は最も身近な支援者となるため、必要性は理解されると考える。</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 ④ 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他(助成金の交付)</p>	<p>(説明)</p> <p>独立組織として運営する中で、障害者団体等、より専門的な支援を期待できる団体(社会福祉協議会・地域活動支援センター)等の支援を受けて会を運営する。</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>会の運営(事務局)は社会福祉協議会等に委嘱し、病状管理等に関する相談・助言は行政事務として対応する事が可能と考える。</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 ④ 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>西紋地区の連合会にも参加しているが、会員の減少等の課題は共通している。交流会・学習会等を通じて接する機会があり連携が可能と考える。</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 ④ 該当 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> <p>各市町村での活動状況に差異が見られる。</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>障害者自立支援法が施行となり地域支援事業の一環として国(1/2)・道(1/4)からの助成が受けられるようになった。</p>
<p>【事業の対象・手段】 家族会</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>④ c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p> <p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>④ b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>事務局運営に係る事業コストの削減、自主的な活動費の確保を推進した上で町からの助成金は廃止とする。</p> <p>(説明)</p> <p>会員・支援者の確保、事務局体制の見直し等改善する余地がある。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】 (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>④ b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>町内唯一の精神障害者家族の自主組織であり、課題の解決には継続的な支援が必要である。</p>

事業の方向性

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="D"/> — <input type="text" value="A選択の場合のみ"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p> <p>会への助成金は廃止とするが事務局としての支援は継続し、障害者の地域生活を支援する。</p>	

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号 5 - 2

事業名	母子保健事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	母子保健事業(一部歯科保健対策事業)	(上段:課名・下段:係名)	保健係
(細事業名)	母子保健の充実	調書作成者職氏名	佐々木希美枝

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		次世代育成支援行動計画・母子保健計画
施策の項目の分類	保健・医療の充実		【根拠法令等】 母子保健法・児童虐待防止法・児童福祉法
主要施策の分類	母子保健の充実		【事務種類】 自治事務(法令)・自治事務(その他・単独)

事業の説明等

事業の対象	(Who) 妊産婦・乳幼児・乳幼児を持つ保護者	受益者負担	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
事業の意図	(What) 健康障害を予防・早期発見できる、正常な成長・発達ができる、児童虐待が予防できる		
事業の手段	(How) 健康診断・健康相談・健康学習、家庭訪問による個別支援		
事業の結果	(Outcome) ゆとりを持ちのびのびと子育てする人が増える		

事業の執行状況

事業内容	【H16 実績】	【H17 実績】	【H18 実績】	【H19 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
乳幼児健診・相談	19回262人	19回277人	20回300人	20回280人	乳幼児健診他	H10～H19年	
出産前健康学習等妊産婦支援	13回30人	12回28人	8回60人	12回80人	#	#	
乳幼児食支援(仲間づくり支援)	12回165人	12回188人	15回139人	15回160人	#	#	
妊婦健康診査助成	43人127回	41人107回	37人111回	35人105回	#	#	
フッ素塗布	8回318人	8回389人	8回378人	8回400人	#	#	
母子家庭訪問	268回	168回	210回	220回			計1,817千円

【事業計画の達成状況】	<p>㊦ 事業計画を予定どおりに達成している</p> <p>㊧ 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである</p> <p>㊨ 事業計画を達成できる見込みがない</p>	<p>(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等</p> <p>母子保健関係事業の際に母子保健事業・子育て環境等に関する意見を聞き、関係する他の機関とも相談の上、改善できる所は直ちに改善し回答も広報等を通じて行っている。現在は妊娠・出産期から乳幼児期の事業が主体であるが、思春期・青年期からの健康管理の支援が必要と考え</p>
-------------	--	--

【本年度の事業実施スケジュール】	年間計画のもと各種事業実施中。	<p>【町民への周知方法】</p> <p>年間事業予定カレンダー、広報など</p> <p>【関係機関・関係部署との役割分担】</p> <p>児童センター・保育所・教育委員会・社会福祉係との連携</p>
------------------	-----------------	--

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	S40年母子保健法成立以来、保健所等との連携のもと健診・家庭訪問等を行っているが、平成6年地域保健法施行後平成9年度からは基本的な母子保健事業は市町村主体で実施することとなった。少子化・核家族化の影響により子育て支援・児童虐待防止の視点を重視したきめ細やかな母子保健事業の展開が求められている。	
【立案形成過程における検討課題】	<p>他自治体の類似事業</p> <p>代替案</p> <p>スクラップ(廃止・縮小)事業</p>	<p>全市町村において、法令による健診・訪問事業や、関係機関との協力のもと、事業を展開している。</p> <p>—</p> <p>—</p>
【事業化の過程における検討課題】	<p>町民等の意見聴取</p> <p>関係部署等との調整</p> <p>国・道・関係団体等との調整</p>	<p>子育て中の保護者からは無記名・自由記載の意見用紙を配布し、適宜意見を収集し企画へ反映させている。</p> <p>各種母子保健事業の企画や住民からの意見に対する見解・回答の確認等を通じて担当者との連携を図っている。</p> <p>西紋地区療育センター・児童相談所・保健所・ひまわり学園等主に個別に支援対象者の相談を行っている。</p>
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	児童虐待防止・子育て支援を重視した事業展開を図っている。	

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	<p>民間との役割分担</p> <p>(1)行政としての役割</p> <p><input checked="" type="radio"/> 公共的な財・サービスの提供</p> <p>イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供</p> <p><input checked="" type="radio"/> 市場原理が働かない財・サービスの提供</p> <p>エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供</p> <p>オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等</p> <p>カ 市場の独占による社会的な不利益を防ぐ規制等</p> <p>キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務</p>	<p>(行政と民間のいずれが行うべきか)</p> <p>a 行政が行うべきである</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 一部は民間が行うべきである</p> <p>c 民間が行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>効率性や対象者の利便性が向上する事業については、民間の活用が期待できる。(妊婦検診の委託等)</p>
------------------	--	--

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>☑ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>母子保健事業のうち子育て支援・虐待防止を重視した支援は個性が高く、児童の健康的な発育はその児童の将来に長く影響を及ぼすことからきめ細かな対応を要するため、市町村における公的サービスの提供が望ましい。但し、一般的な事業については民間機関の活用が可能と考える。</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 <input checked="" type="checkbox"/> 該当・非該当 (既に10年を超えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>法定事業以外でも、対象の成長・発達時期に合わせたきめ細かな対応を要する。</p>
<p>(事業の効果)(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>③ 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が一定程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>大きな虐待事例の発生はなく、保護者に何らかの課題が生じた場合は、必要に応じて子育て支援センター等との連携の上、解決を図るなどの効果が見られていると考える。</p>
<p>(事業の必要性)(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>③ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>児童虐待・少子化・核家族化の問題は社会的な問題として認知されており、多くの住民の関心も高いと考える。</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="checkbox"/> 可・<input checked="" type="checkbox"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・<input checked="" type="checkbox"/> 一部可・不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>妊婦検診等検診業務は一部委託可能と考える</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 可・不可</p> <p>(導入方式) <input checked="" type="checkbox"/> 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>小児科医師確保、発達・療育支援等専門的な支援体制の共同運用が考えられる。(発達支援センター事業等)</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 該当・<input checked="" type="checkbox"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="checkbox"/> 有・<input checked="" type="checkbox"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>現在特定の財源はなし。</p>
<p>【事業の対象・手段】 母子保健</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>③ 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>既存事業の内容を工夫することで内容の充実に努める等取組みを行っている。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>③ 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>託児ボランティアの配置、関係機関との連携・事業の重複を避ける等工夫している。</p>
<p>(事業の休廃止の影響)(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>事業コスト削減・関係機関との連携・分担等を行いながら、継続が必要である。</p>

事業の方向性

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p> <p>児童の将来にわたる影響の大きい事業であるため、事業コストの削減・関係機関との連携・分担等を行いながら継続が必要と考える。</p> <p>個別事例への相談や子育て支援を主眼とした事業の実施においては子育て支援センター・保育所との協力と機能の分担を行い事業の効率化が必要と考える。</p>	<p>(説明)</p>

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 3

事業名 (計画事業名)	地域保健予防事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(細事業名)		調書作成者職氏名	佐々木希美枝

事業の位置づけ		
[第4期雄武町総合計画]	登載事業	非登載事業
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	保健・医療の充実	
主要施策の分類	成人・老人保健の充実・健康管理システムの構築・健康意識の高揚と健康づくりの促進	
		【総合計画以外の計画・指針等】 高齢者保健福祉計画 【根拠法令等】老人保健法 【事務種類】自治事務(法令)・自治事務(その他)・単独

事業の説明等			
事業の対象	(Who)	40歳以上の町民	受益者負担
事業の意図	(What)	生活習慣病の予防・早期発見及び治療・リハビリテーションまで一体的に保健サービスを受ける事ができる	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業の手段	(How)	健診・健康相談・健康学習・家庭訪問指導	
事業の結果	(Outcome)	有病率の低下、壮年期の要介護者の減少・死亡率の低下、健康保険財政の健全な運営	

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】		【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】	
基本健診		840人	837人	742人	800人		H10～H19年	4,558千円	
健康相談・健康教育		延べ1057人	延べ1013人	延べ602人	650人		H10～H19年	960千円	
訪問指導		延べ161人	延べ261人	延べ124人	150人		H10～H19年	23千円	

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	健診後の個別健康教育の実施・事後健康相談実施方法の見直しにより、糖尿病等の生活習慣予防対策を強化している。
b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	また、平成20年度に開始する保険者による特定健診保健指導への移行を踏まえてこれまでの健診結果の分析等を実施している。
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
基本健診:6月に6日間、1月に2日間実施 健康教育・相談・訪問指導:健診結果判明後他適宜実施している	広報・新聞ちらし折込・インターネット掲示板の活用 【関係機関・関係部署との役割分担】 健診機関・医療機関・老人クラブ等団体との連携

【立案形成に至る背景・ニーズ】	S57老人保健法の施行により、疾病予防・早期発見・治療・リハビリテーション等の保健事業を総合的に実施し、壮年期以降の健康づくりの推進が図られることとなった。H12からの第4次計画においては、特に糖尿病等の生活習慣病予防の推進に向けて個別健康教育の導入や介護を要する状態となることを予防する対策の推進が強化されている。また健康増進法の制定等により栄養改善・運動・喫煙等の生活習慣の改善を通じた生涯にわたる健康づくりを進める方向が明確になっている。
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 法定事業として全ての自治体において取り組まれている。 代替案 — スクラップ(廃止・縮小)事業 —
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 高齢者保健福祉計画作成の過程や各種事業を通じて聴取する 関係部署等との調整 医療機関・健診機関との連携 国・道・関係団体等との調整 保健所等専門機関の事業評価を事業実施に生かしている
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	H18年度より、65歳以上の高齢者対象の事業は一部介護保険法に基づく地域支援事業へ再編され、平成20年度以降は老人保健法の全面改正により制定された「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき保険者が実施する特定健診保健指導を実施し、内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)該当者・予備軍の25%を減少し医療費の高騰を抑制する事を目的とした事業へ大きく転換することとなる。

事業の評価	
【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ㊦ 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的な不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 現在健康診断の実施は民間を活用しているが、特定健診保健指導の実施を想定した内臓脂肪症候群該当者・予備軍を対象とする保健指導を強化する必要がある。また国保被保険者を含めた町民全体の生涯を通じた健康づくり施策の立案・実施も行政としての役割と考える。

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共の事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>① 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>特定健診保健指導の実施率はH24年度以降の後期高齢者医療制度に係る支援金の加算・減産措置に關係することから行政・民間共同のもと事業計画を策定する必要がある。</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 <input checked="" type="radio"/> 該当・非該当 (既に10年を超えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>法定事業であり、内容の見直し・充実を図った上で継続が必要である。</p>
<p>(事業の効果) (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>① 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>個別健康教育や健康指標の分析など新たな取り組みを重ねながら徐々に効果が現れていると考える。</p>
<p>(事業の必要性) (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>① 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>健康の保持増進は大方の町民が希望するニーズと考える。</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・<input checked="" type="radio"/> 部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>健診業務や健康教育における保健指導等の部分的には委託可能と考える。</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input checked="" type="radio"/> 可・<input type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>健診業務等の連携により効率化が期待できる。</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当・<input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input checked="" type="radio"/> 有・<input type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・その他(介護保険法との一部統合・再編)</p>	<p>(説明)</p> <p>H17年度より65歳以上を対象とする事業は一部、地域支援事業として介護保険財源により実施する。</p>
<p>【事業の対象・手段】 保健事業</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>① 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>H17年度より健診委託先を変更し委託金額の見直しを行った事により事業コストを削減することができた。今後も有利な財源確保に努め必要な事業を実施する必要がある。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>① 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>基本健診・がん検診を一緒に行う総合健診の企画、町内医療機関の活用を検討する。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>① 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>実施方法・内容を精査しながら継続する。</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性

—

A 選択の場合のみ

(上記 A ~ D から選択記入)

(上記 A ~ エ から選択記入)

町長評価

方向性

—

(説明)

(説明)

本事業としては H 1 9 年度で廃止となり、平成 2 0 年度からは国保保健事業として被保険者対象の特定健診保健指導事業として実施する部分と町民全般を対象とする生涯を通じた健康増進事業に再編することとなる。

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 4

事業名 (計画事業名)	がん予防対策事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(細事業名)		調書作成者職氏名	佐々木希美枝

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		高齢者保健福祉計画
施策の項目の分類	保健・医療の充実		【根拠法令等】老人保健法・がん予防対策指針
主要施策の分類	成人・老人保健の充実・健康管理システムの構築・健康意識の高揚と健康づくりの促進		【事務種類】自治事務(法令)・自治事務(その他・単独)

事業の説明等

事業の対象 (Who)	40歳以上の町民	受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業の意図 (What)	生活習慣病の予防・早期発見及び治療・リハビリテーションまで一体的に保健サービスを受ける事ができる		
事業の手段 (How)	健診・健康相談・健康学習・家庭訪問指導		
事業の結果 (Outcome)	有病率の低下、壮年期の要介護者の減少・死亡率の低下、健康保険財政の健全な運営		

事業の執行状況

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
がん検診	延べ208人	延べ250人	延べ374人	延べ588人		H10～H19年	1,874千円

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	
① 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	胃・肺・大腸・前立腺がん検診を個別実施と一部集団検診(基本健診との同時実施)と変更したため、受診数は増加している。
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
胃・大腸・肺・前立腺がん検診は国保病院委託にて個別実施及び1月に2日間基本健診と同時実施 乳・子宮がん検診はがん検診センター委託にて8月に1日間実施	広報・新聞ちらし折込・インターネット掲示板の活用
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	健診機関・医療機関・老人クラブ等団体との連携

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	S57老人保健法の施行により、疾病予防・早期発見・治療・リハビリテーション等の保健事業を総合的に実施し、壮年期以降の健康づくりの推進が図られることとなった。がん検診についてはH10年度より一般財源化された中での事業実施となっている。がんによる死亡数が一位であることから、予防・検診・適切な治療による対策が図られている。
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 現在は法定事業ではないが過去の経緯を踏まえ全自治体において取り組まれている。
	代替案 -
	スクラップ(廃止・縮小)事業 -
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 高齢者保健福祉計画作成の過程や各種事業を通じて聴取する
	関係部署等との調整 医療機関・健診機関との連携
	国・道・関係団体等との調整 保健所等専門機関の事業評価を事業実施に生かしている
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	がん対策は強化されているが、根拠のある予防策は禁煙対策のみであり、早期発見と適切な診断・治療の強化に力点がかけられている。

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	保健事業
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 ① 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである ① 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 検診センター等の普及により、個人での受診は可能な状況ではあるが、受診率の向上が、早期発見者の増加には不可欠であり、行政で実施することによる受診者の確保が必要と考える。

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化 なし</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 <input checked="" type="radio"/> 該当・非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>法定事業に準じて、内容の見直し・充実を図った上で継続が必要である。</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>個別検診は、受診数は少ないが、通年で希望する時期に受診できるため、受診しやすい環境にあり、早期発見の機会となっている。また、集団検診はH15年度まで永年継続していた方法であり他の検診と同時に受診できる利点もあり受診者数の増加に効果的と考える。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>健康の保持増進は大方の町民が希望するニーズと考える。</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・<input checked="" type="radio"/> 一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>検診業務は全て委託が可能であるが、がん予防・対策における意識の啓発・禁煙対策等は行政の対応が必要と考える。</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input type="radio"/> 可・<input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) <input checked="" type="radio"/> 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>検診業務等の連携により効率化が期待できる。</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当・<input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 ・一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input checked="" type="radio"/> 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 ・単純廃止対象・<input checked="" type="radio"/> その他(介護保険法との一部統合・再編)</p>	<p>(説明)</p> <p>H10年度より一般財源化されている</p>
<p>【事業の対象・手段】 保健事業</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方針を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>委託経費は最低限に縮減しており、これ以上の削減は困難である。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>基本健診・がん検診を一緒に行う総合健診の実施、町内医療機関の活用が有効と考える。また、国保病院に委託している部分は、住民周知を継続する。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p><input checked="" type="radio"/> a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>実施方法・内容を精査しながら継続する。</p>

事業の方向性

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>A選択の場合のみ</p> <p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p> <p>個別検診と一部集団検診を実施することで受診者の利便性の向上を図る。</p>	<p>(説明)</p>

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 5

事業名	結核検診事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課
(計画事業名)	結核予防対策事業		保健係
(細事業名)		調書作成者職氏名	佐々木希美枝

事業の位置づけ		【総合計画以外の計画・指針等】
【第4期雄武町総合計画】	登録事業 非登録事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	保健・医療の充実	
主要施策の分類	精神保健・感染症対策の推進	【事務種類】 自治事務(法令)

事業の説明等			
事業の対象	(Who)	65歳以上の町民	受益者負担 有・無
事業の意図	(What)	結核の早期発見・治療及び蔓延を防止する	
事業の手段	(How)	結核検診(胸部レントゲン撮影)の実施	
事業の結果	(Outcome)	結核による健康障害・家族等への影響を最小限に抑制できる	

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】		【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】	
結核検診(胸部レントゲン撮影)		1094人	345人	33人	150人		H10~H19年	35千円	

【事業計画の達成状況】	(説明) ~ 事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している	法改正により、H17年度から検診対象者が65歳以上の町民と変更となり、住民には十分周知されていないと思われるため、今後も周知を図っていく必要がある。
㊦ 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである	
c 事業計画を達成できる見込みがない	

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
対象が同じとなるインフルエンザ予防接種の時期に合わせて医療機関へ委託の上実施する。	広報、新聞チラシ、老人クラブ健康相談実施時等
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	保健所・医療機関

【立案形成に至る背景・ニーズ】	日本で最大の感染症として、明治期から対策が取られている。市町村においては、結核検診・BCG接種(予防接種)の実施を主な事業として継続している。
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 法定事業として実施されている。
	代替案 ー
	スクラップ(廃止・縮小)事業 ー
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 ー
	関係部署等との調整 国保病院
	国・道・関係団体等との調整 保健所・医療機関
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	結核発病者は高齢者が多いことから、効率的な事業実施のため法律改正に合わせて検診の対象者は17年度より65歳以上の町民と変更した。

事業の評価		結核検診
【雄武町が実施することの妥当性】		
民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)	
(1)行政としての役割	㊦ 行政が行うべきである	
㊦ 公共的な財・サービスの提供	b 一部は民間が行うべきである	
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	c 民間が行うべきである	
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	(説明)	
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供		
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等		
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等		
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務		感染症対策として行政の対応が必要と考える。

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化</p> <p>㊦ 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>人間ドック・医療機関でレントゲン検査を受けた方は対象外となるため、受診歴を把握し対象者を限定することで経費を節減できる可能性がある。</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む) <input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当</p>	<p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>法定事業のため実施の義務あり</p>
<p>[事業の効果] (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>㊦ 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>65歳以上の検診対象者を正確に把握し、発病された患者情報等と合わせて効果の判定を行っていく。</p>
<p>[事業の必要性] (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>㊦ 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>結核検診の意義、事業実施は周知されていると思われるが、検診実施方法の変更により受診者数が大幅に減少したため、新たな検診方法についてあらゆる機会に周知を図る。</p>
事業の参考事項	
【民間能力の活用】	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可 <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p><input checked="" type="radio"/> 実施中 <input type="radio"/> 全部可 <input type="radio"/> 一部可 <input type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>町内医療機関へ検診を委託している。</p>
【広域連携の活用】	
<p>広域連携の導入の検討 <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>近隣市町村との共同実施により住民の利便性やコストの削減を期待できる。</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
【特定財源の変動】	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
【事業の対象・手段】 結核検診	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>㊦ これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>検診委託先を町内医療機関へ変更し、他の事業(インフルエンザ予防接種)との同時周知等で事業コストの縮減に努める。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p>㊦ 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>医療機関での個別検診を実施することで受診者の利便性の向上と地元医療機関の活用を進める。</p>
【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)	
<p>㊦ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>法定事業のため実施の義務あり。</p>

事業の方向性

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ウ"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p> <p>H17年度の法律改正により対象者は減少し事業費も縮減となっているが、18年度より医療機関における個別検診へ実施方法を変更したことにより、受診者数が大きく減少した。実施方法の変更についての周知を強化し、受診数を増加させる必要がある。</p>	

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 6

事業名	エキノコックス症検診事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(計画事業名)	エキノコックス症検診予防対策事業	調書作成者職氏名	佐々木希美枝
(細事業名)			

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		【根拠法令等】 北海道エキノコックス症対策実施要領
施策の項目の分類	保健・医療の充実		【事務種類】 自治事務(その他・単独)
主要施策の分類	精神保健・感染症対策の推進		

事業の説明等

事業の対象	(Who)	小学校3年生以上の住民(過去5年以内に検査を受けている人を除く)	受益者負担	有・無
事業の意図	(What)	エキノコックス症を早期に発見・治療する		
事業の手段	(How)	健康診査		
事業の結果	(Outcome)	エキノコックス症による健康障害の影響を最小限に抑制できる		

事業の執行状況

【事業内容】	事業量の推移について記入				備考欄は直近年度の事業費実績値を記入		
	【H16実績】	【H17 実績】	【H18実績】	【H19 予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
エキノコックス症検診	298人	303人	272人	265人		H10～H19年	246千円

【事業計画の達成状況】	<p>a 事業計画を予定どおりに達成している</p> <p>b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである</p> <p><input checked="" type="radio"/> c 事業計画を達成できる見込みがない</p>	<p>【説明】～事業執行上からの課題・町民からの意見等</p> <p>北海道地区特有の感染症としてH3年度から実施しているが、人から人への感染は見られないこと、発症までの期間が長いいため5年毎の検診対象となる事等から意識の低下がみられ、受診数は低下している。</p>
-------------	---	---

【本年度の事業実施スケジュール】	<p>【町民への周知方法】</p> <p>広報・新聞ちらし折込</p> <p>【関係機関・関係部署との役割分担】</p> <p>保健所・検査委託事業所との連携</p>
基本健診と同時実施(6月に6日間、1月に1日間)	

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	H3年度にエキノコックス汚染地域に指定された上幌内地区から順次検診を実施し、当初周辺地区を巡回していたが、3年前より基本健診との同時実施のみとなった。
【立案形成過程における検討課題】	<p>他自治体の類似事業 道内ではほとんどの市町村で実施している</p> <p>代替案 集団検診以外に医療機関への委託方式も可能である。</p> <p>スクラップ(廃止縮小)事業 -</p>
【事業化の過程における検討課題】	<p>町民等の意見聴取 -</p> <p>関係部署等との調整 -</p> <p>国・道・関係団体等との調整 -</p>
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方策】	-

事業の評価

【雄武町が実施することの妥当性】	<p>民間との役割分担</p> <p>(1)行政としての役割</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 公共的な財・サービスの提供</p> <p>イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供</p> <p>ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供</p> <p>エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供</p> <p>オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等</p> <p>カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等</p> <p>キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務</p>	<p>(行政と民間のいずれが行うべきか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 行政が行うべきである</p> <p>b 一部は民間が行うべきである</p> <p>c 民間が行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>感染症対策として行政の対応が必要と考える。</p>
------------------	--	---

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化 なし</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 <input checked="" type="radio"/> 該当・ <input type="radio"/> 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等 北海道の指針に基づき検診の機会を設定する必要がある。</p>
<p>(事業の効果) (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p><input checked="" type="radio"/> c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>受診者数は減少傾向だが、現在まで患者の発生はなく、検診の機会や予防知識の普及は現状程度は確保が必要である。</p>
<p>(事業の必要性) (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>一定程度の範囲での病気に関する認識は得られていると考える。</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p><input checked="" type="radio"/> 実施中 <input type="radio"/> 全部可・ <input type="radio"/> 一部可・ <input type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること 検診事業者に検診の実施を委託している。</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input checked="" type="radio"/> 可・ <input type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める 近隣市町村との共同実施により、住民の利便性やコストの削減を期待できる。</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有・ <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】 エキノ</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>実施日数の縮減・委託先の変更等によりコストの削減を図っている。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>現在は基本健診と同時に実施しているが、平成20年度からは保険者による特定健診として実施することとなるため、本検診についても実施体制の見直しが必要となる。</p>
<p>(事業の休廃止の影響) (事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>要綱に基づき検診の機会を提供する必要がある。</p>

事業の方向性

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記 A ~ D から選択記入) (上記 ア ~ エ から選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p> <p>他の検診事業との同時実施によりコストの節減を図り、現状程度の事業は継続する必要がある。 但し、平成20年度に予定される特定健診の実施体制を検討する中で、本事業についても改めて効率的で効果的な健診実施方法を検討する必要がある。</p>	

事務事業評価調書

平成 19年 6月 1日現在

整理番号 5 - 7

事業名 (計画事業名)	訪問看護事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(細事業名)		調査作成者職氏名	佐々木希美枝

事業の位置づけ	【第4期雄武町総合計画】 登録事業 非登録事業 まちづくりの基本目標の分類 やさしさあふれる健康福祉のまち 施策の項目の分類 高齢者対策の充実 主要施策の分類 サービスを利用しやすい環境づくり	【総合計画以外の計画・指針等】 【根拠法令等】 老人保健事業 【事務種類】 自治事務(その他・単独)
---------	---	--

事業の説明等	事業の対象 (Who) 在宅療養者 事業の意図 (What) 医療依存度が高くても安心して在宅療養ができる 事業の手段 (How) 訪問看護制度の利用 事業の結果 (Outcome) 在宅療養者が増える	受益者負担 有・ <input checked="" type="checkbox"/>
--------	--	--

事業の執行状況	事業量の推移について記入					備考欄は直近年度の事業費実績値を記入	
【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
総合在宅ケア事業団訪問看護ステーション開設負担金	延べ114名606回	延べ130名延643回	延べ171名延805回	延180名850回		H11～H19年	700千円

【事業計画の達成状況】	〇 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等 常勤の訪問看護師が確保されてから訪問件数が増加しており、医療依存度が高い方の在宅支援を担っている。
-------------	---	---

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】 医療機関・在宅介護支援センター等関係機関からの紹介 支援センター(居宅介護支援事業所)で作成される計画に基づき訪問看護を提供する 【関係機関・関係部署との役割分担】 医療機関・在宅介護支援センター・紋別地域訪問看護ステーション
------------------	--

事業の立案形成	【立案形成に至る背景・ニーズ】 介護保険法施行に合せ在宅介護サービスの基盤整備が検討された。訪問看護事業の受け手としては北海道総合在宅ケア事業団が紋別地域に訪問看護ステーションを開設し、西紋地区の広域での事業展開の中で当町も負担金を支出している。(事業団方式が創設された経緯としては、経営的に単独での事業運営が困難な地域にも訪問看護サービス事業を展開できるよう札幌市他都市部・過疎地域全体の収益を事業団の収益として運営する方式が取られている)
【立案形成過程における検討課題】	他自治体の類似事業 西紋地区では平成10・11年度に全市町村で同時に事業を開始している。 代替案 民間又は町国保病院等医療機関での事業実施の意向を確認したが経営的に不可との返答があった。 スクラップ(廃止・縮小)事業 -
【事業化の過程における検討課題】	町民等の意見聴取 在宅医療を受けている方からは適宜意見を聴取している。 関係部署等との調整 西紋地区としては保健所主催の事業推進に向けた研修会や医師会との連携、町としては国保病院に事業説明と理解・協力を求めて開始した。 国・道・関係団体等との調整 必要時紋別保健所・近隣医療機関との連絡・調整を行っている。
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針】	事業開始時点では看護師を確保できなかったため興部町からの派遣を受けていたが、H14年度途中からは町内で看護師を確保し、内容の充実が図られている。常勤看護師が配置されたことで、訪問看護に加え居宅介護支援事業の展開も可能な状況となっている。

事業の評価	訪問看護
【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 <input checked="" type="checkbox"/> 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである <input checked="" type="checkbox"/> 民間が行うべきである (説明) 民間の資源が乏しいため行政が担っている現状である。

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p><input checked="" type="radio"/> 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p><input checked="" type="radio"/> 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>本来は民間独自で行うべきではあるが効率的な事業運営は困難な地域事情のため安定的継続的な事業運営を補償するため補助が必要と考える。</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p><input checked="" type="radio"/> 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p><input checked="" type="radio"/> 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>事業開始当初から徐々に事業が拡大されており、収入も増加しているため、毎年の負担金制度の見直しが必要と考えるが、全道一律の負担金額の考え方であるため事業費の縮減は困難な状況である。</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 <input type="radio"/> 該当 <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>医療機関との連携もあり重度障害者の在宅療養も徐々に増加している。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>高齢社会となり、施設・医療機関への希望も多い状況ではあるが、住み慣れた自宅での生活を望まれる方のニーズに対しては訪問看護等医療的なニーズへの対応は重要性が高いと考える。</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・<input checked="" type="radio"/> その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>事業の採算が取れれば、民間事業所が事業を運営する事で需要を賅う事が可能である。</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p><input checked="" type="radio"/> 実施中 <input type="radio"/> 全部可 <input type="radio"/> 一部可 <input type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>民営の事業所の開設を期待する。</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input checked="" type="radio"/> 可 <input type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 <input checked="" type="radio"/> 機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input checked="" type="radio"/> 該当 <input type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 <input checked="" type="radio"/> 機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> <p>西紋地区での広域活用を実施している。</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】 訪問看護</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p><input checked="" type="radio"/> これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>事業開始時点から同額の負担金を納入しているが事業量・収入に合わせて負担金額を減少する可能性がないか協議を行ったが、全道一円同様に実施しているため明確な回答は得られなかった。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>全道的に組織運営を行っており適切と考える。</p>
<p>【事業の休止の影響】(事業を休止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> aには該当せず休止することが可能な事業ではあるが、休止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>事業の重要性は高いが専門職の確保が困難・人口規模から安定的に経営できるほどの事業量は期待できない等の地域事情により新たに単独での事業運営は困難なため、当面現在の方式の選択が望ましいと考える。</p>

事業の方向性

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p> <p>現状においては、全道を網羅して訪問看護等事業を展開している在宅ケア事業団による運営が安定しており今後も継続が必要と考える。</p>	

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 8

事業名	雄武町精神障害者通所通院交通費助成事業	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(計画事業名)	精神障害者地域自立支援事業の一部	調書作成者職氏名	佐々木希美枝
(細事業名)			

事業の位置づけ

【第4期雄武町総合計画】	登載事業	非登載事業	【総合計画以外の計画・指針等】
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち		
施策の項目の分類	保健・医療の充実		
主要施策の分類	精神保健・感染症対策の推進		
			【根拠法令等】
			【事業種類】 自治事務(その他・補助)

事業の説明等

事業の対象 (Who)	精神障害者	受益者負担	有・ <input checked="" type="checkbox"/>
事業の意図 (What)	社会復帰のための訓練施設への通所機会を確保する		
事業の手段 (How)	交通費の全額助成		
事業の結果 (Outcome)	家庭以外での地域生活において役割を持って生活できる		

事業の執行状況

【事業内容】	【H16実績】	【H17実績】	【H18実績】	【H19予定】	【事業計画】	【計画期間】	【備考】
通所に要する交通費を助成する	延べ2件	延べ0件	延べ6件	延べ12件		H12～H19年	463千円
通院に要する交通費を半額助成する	延べ96件	延べ80件	延べ106件	延べ120件			

【事業計画の達成状況】	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
<ul style="list-style-type: none"> a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない 	精神障害者対象事業・個別支援等を通じて周知することから、利用者が増となり事業効果が向上したと考える。

【本年度の事業実施スケジュール】	【町民への周知方法】
年1回の広報による事業の周知 最寄り医療機関・福祉窓口における事業の周知 対象者からの申請に基づき交通費の助成	広報、近隣医療機関・通所施設への事業案内、町患者会等・個別支援における事業の周知
	【関係機関・関係部署との役割分担】
	保健所、医療機関、通所施設

事業の立案形成

【立案形成に至る背景・ニーズ】	精神障害者の社会復帰施策は他の障害者施策と比較して少なく、青年層での発病が多いことから、経済的に困窮する家庭が多い。また、病状の変化との関連からも長期入院が多く、地域生活を支援する施策が必要な状況だった。町内には専門医療機関・通所施設がなく、医療や通所の継続のための支援に対するニーズが生じていた。
【立案形成過程における検討課題】	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体の類似事業 遠軽地区では遠軽町に通所施設ができたことに伴い周辺の町村からの通所が可能となるよう交通費助成を行っている。通院交通費助成は佐呂間町・湧別町・旧常呂町等で事業化されている。 代替案 - スクラップ(廃止・縮小)事業 -
【事業化の過程における検討課題】	<ul style="list-style-type: none"> 町民等の意見聴取 町家族会・患者会等関係団体からの意見を主として聴取している 関係部署等との調整 - 国・道・関係団体等との調整 保健所・医療機関・通所施設との連携
【立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策】	平成14年より精神障害者への一次的な相談支援・ヘルプサービス事業等のサービス実施主体が市町村となり、平成18年10月に全面施行された障害者自立支援法により精神障害者も障害者福祉施策の対象として位置づけが明確となった。

事業の評価

通所交通費

【雄武町が実施することの妥当性】	
民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)
(1)行政としての役割	<ul style="list-style-type: none"> a 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである
ア 公共的な財・サービスの提供	(説明) 現在対象者は限定されているが、障害者の地域生活支援においては必要な事業と考える。 医療機関・通所施設が遠方しかないために必要となった施策であり、精神保健福祉手帳によるサービスが十分ではないことも勘案して継続が必要と考える。
イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供	
ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供	
エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供	
オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等	
カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等	
キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化 なし</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) ~ 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>(事業の効果) (事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>利用者の増加がみられ、町民にとって必要な通院・通所を支援する施策として効果が現れていると考える。</p>
<p>(事業の必要性) (社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>事業への理解は得られると考える。</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 公設民営・指定管理・PFI・リース・その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中・全部可・一部可・不可</p>	<p>(説明) ~ 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 可・不可</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・広域連合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当・非該当</p> <p>(導入方式) 協議会・機関の共同設置・事務委託 一部事務組合・その他()</p>	<p>(説明) ~ 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有・無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象・地方財政措置対象・単純縮減対象 単純廃止対象・その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>北海道地域政策総合補助金に統合されており補助申請を行う際の事業費の下限額が設定されたため申請額に満たない事が予想される。</p>
<p>【事業の対象・手段】 通所交通費</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>住民の不利益が生じない範囲での事務の効率化を図っている。また、自立支援医療等他の障害者施策との関連から窓口の一本化などを検討する。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p><input checked="" type="radio"/> b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>通所交通費助成に関しては町内で活動する拠点の整備等との関連の中で検討が必要である。</p>
<p>(事業の休止の影響) (事業を休止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休止することができない</p> <p><input checked="" type="radio"/> b aには該当せず休止することが可能な事業ではあるが、休止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>他の手段(手帳制度の充実・町内での活動拠点の整備等)により目的が達成されるまでは、対象者が生じた場合に備えて事業が必要と考える。</p>

事業の方向性

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続 ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの) イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの) ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの) エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了) C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止) D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ウ"/> <small>A選択の場合のみ</small></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p> <p>事務の効率化を図りながら本制度の利用状況に合わせて予算額を減少する。 また、精神保健福祉手帳以外の手帳による交通費助成制度の利用等、他の公的 制度の利用を優先の上、事業を実施する。</p>	<p>(説明)</p>

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 9

事業名 (計画事業名)	予防接種健康被害補償	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(細事業名)		調書作成者職氏名	佐々木希美枝

事業の位置づけ		[総合計画以外の計画・指針等]
[第4期雄武町総合計画]	登録事業 非登録事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	保健・医療の充実	
主要施策の分類		精神保健・感染症対策の推進
		[根拠法令等] 予防接種法
		[事務種類] 自治事務(法令)

事業の説明等			
事業の対象	(Who)	予防接種による健康被害救済対象者	受益者負担 有・無
事業の意図	(What)	予防接種による健康被害者を救済する	
事業の手段	(How)	医療費・医療手当・障害年金等の給付	
事業の結果	(Outcome)	適切な予防接種事業を推進する	

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入
[事業内容]	[H16実績]	[H17実績]	[H18実績]	[H19予定]	[事業計画]	[計画期間]	[備考]	
医療費・医療手当・障害年金の給付等 1名分	5,012,182円	5,703,834円	6,068,880円	6,141千円		H13～H19年	6,069千円	

[事業計画の達成状況]	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
<input checked="" type="checkbox"/> 事業計画を予定どおりに達成している <input type="checkbox"/> 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである <input type="checkbox"/> 事業計画を達成できる見込みがない	対象者と適宜連絡しながら、給付事務を進めている。

[本年度の事業実施スケジュール]	[町民への周知方法]
申請による医療費・医療手当の支給及び年4回の障害年金の給付	予防接種ガイドの交付による予防接種事業全般の周知の際に、救済制度についても周知している
	[関係機関・関係部署との役割分担]
	保健所・医療機関

事業の立案形成		
[立案形成に至る背景・ニーズ]	—	
[立案形成過程における検討課題]	他自治体の類似事業	—
	代替案	—
	スクラップ(廃止・縮小)事業	—
[事業化の過程における検討課題]	町民等の意見聴取	—
	関係部署等との調整	—
	国・道・関係団体等との調整	—
[立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策]	—	

事業の評価		予防接種健康被害
[雄武町が実施することの妥当性]		
民間との役割分担	(行政と民間のいずれが行うべきか)	
(1)行政としての役割	<input checked="" type="checkbox"/> 行政が行うべきである <input type="checkbox"/> 一部は民間が行うべきである <input type="checkbox"/> 民間が行うべきである	
<input checked="" type="checkbox"/> 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(説明)	

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共の事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化 なし</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p> <p>該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 該当</p>	<p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p>③ 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果が有る程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>① 特定の分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input checked="" type="radio"/> 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 > 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p>	<p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>実際に健康被害が生じた際には事務量が大きく専門性も高い内容となるため、広域での運用が望ましいと考える。</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p>	<p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】 予防接種健康被害</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>③ 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方策を検討している</p>	<p>(説明)</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>③ 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p> <p>③ 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記 A ~ D から選択記入) (上記 ア ~ エ から選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p> <p>本事業の目的・内容から事業量の縮減は不可と考える。</p>	

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 10

事業名	予防接種事業	担当課・係名	保健福祉課
(計画事業名)	予防接種事業	(上段:課名・下段:係名)	保健係
(細事業名)		調書作成者職氏名	佐々木希美枝

事業の位置づけ		[総合計画以外の計画・指針等]
[第4期雄武町総合計画]	登録事業 非登録事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	保健・医療の充実	
主要施策の分類		精神保健・感染症対策の推進
[事務種類]		自治事務(法令)

事業の説明等				一部
事業の対象	(Who)	定期予防接種対象者	受益者負担	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業の意図	(What)	感染症の蔓延防止と住民の感染症の罹患を予防する		
事業の手段	(How)	ワクチンの接種		
事業の結果	(Outcome)	感染症の流行を防ぐ		

事業の執行状況		事業量の推移について記入						備考欄は直近年度の事業費実績値を記入
[事業内容]	[H16実績]	[H17実績]	[H18実績]	[H19予定]	[事業計画]	[計画期間]	[備考]	
乳幼児・児童対象予防接種(6種)	延べ446件	延482件	延405件	延418件		H10～H19年	2,263千円	
高齢者対象予防接種(インフルエンザ)	454件	515件	597件	550件		H14～H19年	1,058千円	

[事業計画の達成状況]	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
a 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	個別接種・集団接種とも国保病院・町内医療機関に委託し、順調に推移している。

[本年度の事業実施スケジュール]	[町民への周知方法]
年間計画に基づき実施している。	広報、予防接種ガイド、各種健診時の個別説明
	[関係機関・関係部署との役割分担]
	保健所・医療機関

[立案形成に至る背景・ニーズ]	予防接種法による法定事務として実施している。法律制定当初は社会防衛の観点から国民の義務として接種を行っていたが、平成6年の改正により、接種は努力義務となったが、感染症から個人の健康を守り、感染症の流行を防ぐ意義は同様である。
[立案形成過程における検討課題]	他自治体の類似事業 全国同様に推進されている 代替案 ー スクラップ(廃止・縮小)事業 ー
[事業化の過程における検討課題]	町民等の意見聴取 母子保健事業実施時等における意見聴取等により事業の見直しを行っている。 関係部署等との調整 国保病院 国・道・関係団体等との調整 医療機関・保健所との連絡調整
[立案形成後または事業化後の状況変化とその対応策]	特になし

事業の評価		予防接種
[雄武町が実施することの妥当性]		
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ㊦ 公共的な財・サービスの提供 イ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) ㊦ 行政が行うべきである b 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明)	

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2) 民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p>イ 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p>b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p>
<p>情勢変化 なし</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p>オ 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 <input checked="" type="radio"/> 該当 ・ 非該当 (既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明) - 該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p> <p>法律の規定により実施する必要がある</p>
<p>【事業の効果】(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>乳幼児・児童においては概ね8割程度の接種率を確保し、感染症の大きな流行は見られていない。</p> <p>インフルエンザについては全国の接種率と比較するとやや高率であり、大きな流行には至っていないことから概ね効果があると考えられる。</p>
<p>【事業の必要性】(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p>b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>接種率や住民からの問い合わせ状況等から予防接種の重要性は理解を得ていると考える。</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input type="radio"/> 可 ・ <input checked="" type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p><input checked="" type="radio"/> 実施中 ・ <input type="radio"/> 全部可 ・ <input type="radio"/> 一部可 ・ <input type="radio"/> 不可</p>	<p>(説明) - 「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p> <p>町内医療機関へ委託している</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ <input checked="" type="radio"/> 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p>	<p>(説明) - 広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>近隣市町村と共通した実施要綱作成や医療機関との委託契約の実施などにおいて連携が可能と考える。</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input type="radio"/> 該当 ・ <input checked="" type="radio"/> 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p>	<p>(説明) - 現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> <p>広域とした場合、現在町内医療機関で事業が完結されているが、町外医療機関へ受診者が流出する事が予想され、事故発生予防など精度管理等に支障がでる事が懸念される。</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input type="radio"/> 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p>	<p>(説明)</p>
<p>【事業の対象・手段】 予防接種</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 十分に削減措置済みであり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p>c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減策を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>毎年事業実施方法を見直ししコスト削減を図っている。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p><input checked="" type="radio"/> a 適切である</p> <p>b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>委託先との連携等を適切に行っている。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p><input checked="" type="radio"/> a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p>b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別の事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p>

事業の方向性

<p>【来年度に向けた事業の方向性】</p> <p>方向性の区分(選択例)</p> <p>A 継続</p> <p> ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)</p> <p> イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)</p> <p> ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)</p> <p> エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)</p> <p>B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)</p> <p>C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)</p> <p>D 廃止</p>	
<p>担当所管評価</p> <p>方向性 <input type="text" value="A"/> — <input type="text" value="ア"/></p> <p>(上記A～Dから選択記入) (上記ア～エから選択記入)</p>	<p>町長評価</p> <p>方向性 <input type="text"/> — <input type="text"/></p>
<p>(説明)</p> <p>予防接種に係る事故の発生予防が重要であることから、現在のとおり町内医療機関での実施体制を維持し、安全に実施できるよう協議の上進めていく。また、今般成人期における麻しんの流行による問題が発生するなど本事業の効果は長期間にわたる事を踏まえた対策の必要性を再認識のうえ事業にあたることとする。</p>	

事務事業評価調書

平成 19 年 6 月 1 日現在

整理番号 5 - 11

事業名 (計画事業名)	精神障害者共同作業所助成事業 精神障害者地域自立支援事業の一部	担当課・係名 (上段:課名・下段:係名)	保健福祉課 保健係
(細事業名)		調書作成者職氏名	佐々木希美枝

事業の位置づけ		[総合計画以外の計画・指針等] [根拠法令等] [事務種類] 自治事務(その他・補助)
[第4期雄武町総合計画]	登載事業 非登載事業	
まちづくりの基本目標の分類	やさしさあふれる健康福祉のまち	
施策の項目の分類	保健・医療の充実	
主要施策の分類		精神保健・感染症対策の推進

事業の説明等			
事業の対象 (Who)	精神障害者	受益者負担	有・ <input checked="" type="checkbox"/>
事業の意図 (What)	社会復帰のために必要な訓練を受けることができる		
事業の手段 (How)	共同作業所運営の補助		
事業の結果 (Outcome)	家庭以外での地域生活において役割を持って生活できる		

事業の執行状況		事業量の推移について記入 <small>備考欄は直近年度の事業費実績値を記入</small>					
[事業内容]	[H16実績]	[H17実績]	[H18実績]	[H19予定]	[事業計画]	[計画期間]	[備考]
西紋地区精神障害者通所訓練施設への負担金の支出	410千円 (実利用者2名)	410千円 (実利用者2名)	205千円 (実利用者3名)	0	負担金の支出 事業体制の見直し	H11～H19年	205千円

事業計画の達成状況	(説明)～事業執行上からの課題・町民からの意見等
㊦ 事業計画を予定どおりに達成している b 事業計画を予定どおりに達成していないが、今後、達成できる見込みである c 事業計画を達成できる見込みがない	日常生活指導や訓練を通じて社会生活の適応性が高まり、地域生活が継続されている。

本年度の事業実施スケジュール	[町民への周知方法]
申請に基づき補助金を交付する	個別相談・通所施設・医療機関を通じて行う [関係機関・関係部署との役割分担] 保健所・医療機関

事業の立案形成	
[立案形成に至る背景・ニーズ]	精神障害者の社会復帰施策は他の障害者施策と比較して少なく、青年層での発病が多いことから、地域生活になじめないまま生活する方が多い。また、病状の変化との関連からも長期入院が多く、地域生活を支援する施策が必要な状況だった。医療機関・保健所の支援で西紋地区に共同作業所を開設することとなった。
[立案形成過程における検討課題]	他自治体の類似事業 西紋地区全市町村が補助金を分担の上支出している。 代替案 — スクラップ(廃止・縮小)事業 —
[事業化の過程における検討課題]	町民等の意見聴取 町家族会・患者会等関係団体からの意見を主として聴取している。 関係部署等との調整 — 国・道・関係団体等との調整 保健所・共同作業所・医療機関
[立案形成後または事業化後の状況変化とその対応方針]	専任の所長・指導員を配置し、事業内容が充実している。西紋地区全体の利用者は徐々に増加しており、当町からの利用者も1名増加している。H18.10月に障害者自立支援法が全面施行されたことに伴い、作業所から市町村必須事業の一つである地域活動支援センターに移行している。

事業の評価		作業所
[雄武町が実施することの妥当性]		
民間との役割分担 (1)行政としての役割 ア 公共的な財・サービスの提供 ㊦ 最低水準の保障・確保のための財・サービスの提供 ウ 市場原理が働かない財・サービスの提供 エ 社会全体への利益・効果が大きな財・サービスの提供 オ 第三者に不利益をもたらす社会活動の規制等 カ 市場の独占による社会的な不利益を防ぐ規制等 キ 上記以外の政策立案、内部管理など円滑な行政に必要な事務	(行政と民間のいずれが行うべきか) a 行政が行うべきである ㊦ 一部は民間が行うべきである c 民間が行うべきである (説明) 全体の利用者が増加しているが直接利益の増・経営の安定にはつながりづらい分野であり、一定の支援は必要と考える。 なお、地域活動支援センターへ移行後は、市町村の委託事業として、一層の充実が求められることとなる。	

<p>(民間補助事業の場合)</p> <p>(2)民間に対する支援の役割</p> <p>ア 自律的な企業活動の保障・展開のための条件整備</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 民間団体等の活動展開のためのサポート機能の充実、行政と住民の協働環境の整備</p> <p>ウ 行政の直接対応が困難、あるいは行政の対応よりも効果的・効率的な公共的事業</p>	<p>(民間に対する支援の妥当性)</p> <p>a 行政が支援すべきである</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> b 一部は民間が独自に行うべきである</p> <p>c 民間が独自に行うべきである</p> <p>(説明)</p> <p>対象者は限定されているが、障害者の地域生活支援においては必要な事業である。営利性の低い部門のため一部公的な支援は妥当と考える。</p>
<p>情勢変化</p> <p>ア 民間等による同種・類似事業の増加・充実</p> <p>イ 規制緩和等による民間の役割の拡大</p> <p>ウ 住民等の活動による公共サービスの拡大</p> <p>エ 民間・市町村の自主的取組の必要性</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 住民(行政)サービスの受益者負担の見直し又は新設の必要性</p>	<p>(説明)</p> <p>H18年10月からは地域活動支援センターへ移行し、西紋5市町村の委託を受けて運営されることとなった。</p>
<p>今年度で10年目となる長期継続事業 該当・非該当</p> <p>(既に10年を越えて継続している事業を含む)</p>	<p>(説明)～該当する場合、長期継続が必要な特殊事情等</p>
<p>(事業の効果)(事業の執行により施策目的の達成のための効果は現れているか)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> a 事業の効果が顕著に現れている</p> <p>b 事業の効果がある程度現れている</p> <p>c 現段階では、当初見込んだ効果が現れていない</p>	<p>(説明)</p> <p>通所施設へ通い交流や作業を通して社会生活に適應し、生活への満足度が向上するなど効果が見られている。但し、雄武町内から紋別へ通所するために要する移動時間が負担となっており、町内での同種の事業への要望が高い。</p>
<p>(事業の必要性)(社会的ニーズについて町民全体の理解が得られる事業と考えるか)</p> <p>a 大方の町民の理解が得られる事業と考える</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> b 特定分野・地域においては大方の理解が得られる事業と考える</p> <p>c 特定の対象者からの理解に限られる事業と考える</p>	<p>(説明)</p> <p>利用対象者は限定されるが、障害者福祉施策の中では重要性が高いと考える。</p>
<p>事業の参考事項</p>	
<p>【民間能力の活用】</p>	
<p>民間資金・ノウハウの導入の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 公設民営 ・ 指定管理 ・ PFI ・ リース ・ <input checked="" type="checkbox"/> その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>事業の採算が取れば、民間事業所が事業を運営する事で需要を賅う事が可能である。</p>
<p>執行事業の外部委託の可否</p> <p>実施中 ・ 全部可 ・ 一部可 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不可</p>	<p>(説明)～「不可」以外は具体的な内容(方法)を記載すること</p>
<p>【広域連携の活用】</p>	
<p>広域連携の導入の検討 <input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不可</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ 広域連合 ・ その他()</p>	<p>(説明)～広域サービスへの住民参加等の必要性等も含める</p> <p>西紋5市町村で共同で補助金を支出している</p>
<p>執行事業の広域連携の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 該当 ・ 非該当</p> <p>(導入方式) 協議会 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 機関の共同設置 ・ 事務委託 ・ 一部事務組合 ・ その他()</p>	<p>(説明)～現在生じている問題点や今後の展望等も含める</p> <p>今後は市町村必須事業である地域活動支援センターとして委託額の適正化、事業の進行状況に合わせて見直しを要する。</p>
<p>【特定財源の変動】</p>	
<p>国・道補助負担金の一般財源化または縮減・廃止の可能性 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無</p> <p>(変動内容) 税源移譲対象 ・ 地方財政措置対象 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 単純縮減対象 ・ 単純廃止対象 ・ その他()</p>	<p>(説明)</p> <p>H18年上半年は北海道補助事業(補助率1/2)として実施し、下半期の10月以降は市町村必須事業の地域活動支援センターへ移行して実施されている。</p>
<p>【事業の対象・手段】 作業所</p>	
<p>事業コスト(事業コストを削減する措置は十分か)</p> <p>a 十分に削減措置済であり、これ以上削減の余地はない</p> <p>b これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減措置を予定している</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> c これまでの削減措置では不十分であり、さらに具体的な削減方針を検討している</p>	<p>(説明)</p> <p>地域活動支援センターの運営を委託するとした場合、負担額が適正か、事業の進行状況に合わせて見直しを要する。</p>
<p>その他(事業の対象や手段は全般的に適切か)</p> <p>a 適切である</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> b 現在の対象・手段に改善余地がある</p> <p>c 別の対象・手段を加える、又は別の対象・手段に変更する必要がある</p>	<p>(説明)</p> <p>他の障害者施策との関連を含め、本事業に代えて町内で通所施設を運営助成する方を長期的な視点を持って検討する必要がある。</p>
<p>【事業の休廃止の影響】(事業を休廃止した場合にどのような影響が生じるか)</p>	
<p>a 法律等に基づき実施する事業や、施設の維持管理のための事業などであり、休廃止することができない</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> b aには該当せず休廃止することが可能な事業ではあるが、休廃止することが困難な特別な事情がある</p> <p>c 事業の休止を検討することができる</p> <p>d 事業の廃止を検討することができる</p>	<p>(説明)</p> <p>町内に他に代わる施設はなく、現状では休廃止することは困難と考える。</p>

事業の方向性

【来年度に向けた事業の方向性】

方向性の区分(選択例)

A 継続

- ア 現状維持 (事業内容、事業量に大きな変更がなく、予算増減が少ないもの)
- イ 拡充 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算増を伴うもの)
- ウ 縮小 (事業内容、事業量に相当程度の変更があり、予算減を伴うもの)
- エ 統合 (事業内容の類似する事業に統合し、この事業を廃止するもの)

B 終了 (単年度事業、期間満了による事業の終了)

C 休止 (隔年度での事業実施などによる事業の休止)

D 廃止

担当所管評価

方向性 —
 (上記 A ~ D から選択記入) (上記 ア ~ エ から選択記入)

町長評価

方向性 —

(説明)

障害者自立支援法の全面施行に伴い本事業は廃止となる。
 今後は障害福祉計画に基づき地域活動支援センター事業としての運営状況の評価と
 町内での事業実施の可能性等を検討する必要がある。

(説明)